

# 熊本県における確定拠出年金の掛金納付特例の 適用期間の延長について

# 熊本県における確定拠出年金の掛金納付特例の適用期間の延長について

## <概要>

熊本県における確定拠出年金（以下「DC」という。）の掛金納付特例の対象となる掛金について、5月納付分までとしていたが、熊本県における災害の復旧状況等を踏まえ、告示で別途定める日までに納付期限が到来する掛金までとする。

## <現行>

（省令における特例の内容）

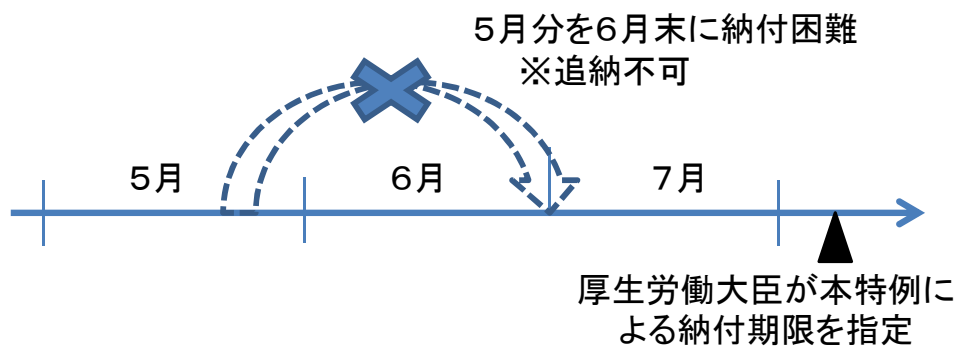
- 災害等により翌月末日までの納付が困難な掛金については、厚生労働大臣が定める日まで納付可能。

※ 5月12日施行（4月納付分に遡り適用）

（告示における措置の内容）

- ① 熊本県に所在地を有する企業型DC実施事業所の事業主等が4・5月に納付するものとされる掛金に対して本特例を適用。
- ② 本特例による納付期限は、災害の復旧状況等を踏まえ告示で別途定める。

（熊本県における6月以降納付分の取扱い）



## <改正後>

（告示改正の内容）注：下線部が改正箇所

- 熊本県に所在地を有する企業型DC実施事業所の事業主等が4月から「本特例による納付期限（下記の※参照）の前日」までに納付するものとされる掛金に対して本特例を適用。

※ 本特例による納付期限は、災害の復旧状況等を踏まえ告示で別途定める。

（熊本県における6月以降納付分の取扱い）

